

組織的違法行為追及 退職強要・ 人権侵害裁判続報

2月12日、東京地裁第619号法廷にて、日本IBM退職強要・人権侵害裁判の第五回口頭弁論が行われました。

「個々の行為の審理がメインだが、それだけではない」

また、4人目の原告の裁判の併合についても決定し、今回の事件は単なる個別の人権侵害事件ではなく、会社の組織的違法行為の結果とらえ、さらに大きな事件として取り扱ってゆく姿勢を示しました。

組合は日本IBM退職強要・人権侵害裁判の支持を広く人々に訴えるため、2月23日、品川駅前にて、スピーカーによる訴えとチラシ配布による宣伝行動を行いました。



品川駅前、原告団の木村を訴える

組合は今後も多くの一般の方々に支持を訴え、会社を社会的に包囲してゆく方針です。

「これまで、原告側（組合）と被告側（会社）との間で準備書面や証拠の提出のやりとりが行われてきました。前回までに、被告側が準備書面の2回目を提出したところで、この間、原告側はさらに追加提訴を行い、原告人数が1人増えて4人になりました。今回は、追加提訴の人を同じ裁判事件として裁判所が扱ったことになりました。」

「原告側は、追加提訴の人は同じ事件として併合されることになりました。地裁前で宣伝行動が考えれば、追加提訴の人は同じ事件として併合されることになりました。」

「原告側は、追加提訴の人は同じ事件として併合されることになりました。」

「原告側は、追加提訴の人は同じ事件として併合されることになりました。」



街行く人の目を引く横断幕

組合加入で雇用確保を

加入の利点とQ&A

組合に加入すれば、以下のようなことが実現できます。自分一人では考えていない、すぐ労働組合に相談しましょう。

雇用確保ができません。退職強要をやめさせられます。執拗な退職勧奨には組合で対応します。降格・減給・業績改善プログラムの実施に対して、抗議や申入れができます。また、対応について適切なアドバイスをします。

合併、関連子会社、その他の会社への転籍を断ることができません。働くものとして、権利の主張や行使ができます。労働組合法、労働基準法で保障されている労働者の権利は、組合に入っ

てこそ実現できます。ラインに対し、自分の意見を言えるようになり

てきました。朝早いことから、出勤の裁判所職員の方々に多くのチラシを手渡すわけですが、まるでJMIU組合員のトンネルを通って出勤するかのようでした。日本IBM支部からも大勢の組合員が集まり、寒い中、チラシ配布やスピーカーによる宣伝を行いました。裁判後の報告集会でも外部支援団体の方を含め、約30人の方が集まり、熱い声援を送ってくださいました。

Q&A

Q 平日は深夜まで、土日も出勤で体の休まる感じがありません。人員を増やすように、管理職に何度も言っているのですが、聞き入れられません。残業代も受け取ることができません。

A 組合に加入して増員要求をしましょう。また、会社は、「請求すれば、

残業代を支払う」と言っています。過去の残業代を請求しましょう。賞金の時効は2年です。2年間さかのぼって請求ができます。手帳に毎日の出勤時刻と退社時刻を控えておきましょう。自分で職場を探せと言われて困っています。Q 資格試験に落ちて、上司から「あなたは今の職場に必要ありません。自分で職場を見つけてきなさい」と言われて困っています。A 無責任な上司ですね。組合に加入し、会社にいくつもの職場を提示させましょう。

退職や転籍を強要されています。Q 上司に私一人だけが呼び出され、退職（または転籍）を繰り返して勧められています。「今回に

限って退職一時金を割り増しする」とも言われ、追い詰められています。誰にも相談できません。A とにかく、はっきり断りましょう。また、上司が話した内容を手元のメモ用紙に控えてください。そして、一刻でも早く、組合に相談してください。

退職や転籍の強要を会社は法律違反であることをわかった上で労働者を個別に呼び出し、こっそり強要しているのです。組合から強要の中止を要求すれば、会社はすぐに撤回します。その職場に残ることを選択肢のひとつです。代わりに組合員がいまません。

Q 組合について知りたいのですが、教えてもらえません。A 「なんでも相談窓口」や労働組合のウェブサイトで気軽に知らせてください。

事業所名	職場名	氏名	電話番号
豊洲本社	PSC.プロジェクト	兼松 牧夫	1801-7461
本社	I.G.A.S.センターサービス	明石 亘	1712-3435
本社	SO事業推進・SOオペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	価格計画・価格管理	石原 隆行	1712-9867
幕張	経理 プロセス管理	橋本 雄二	1819-3039
幕張	SWLAB. 第一Lotus・T・Supp	田中 純	1243-2439
名古屋	GBS第4AD 中部第2デリバリー	板倉 浩	1416-3264
大和	製造SO.フルフィルメント・センター	野上 久紀	1808-4452
大和	S.A.R.M. アクセス管理	吉野 薫	1808-6423
大阪	I.T.S. 西日本ソリューション・サービス	吉田 譲二	1505-3200
大阪	G.F.S. 西日本L.C.M.&S.P.デリバリー	山本 茂秋	1505-5420
京都御池	システム開発・生産技術開発	古川 肇	1616-8523
[女性関連]	東日本総務S.V.C. 箱崎地区総務サービス	山本 初枝	1712-3097
●組合事務所電話	03-3583-9037 火、水、金10時~16時		
FAX	03-5562-0853		
e-mail	jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp, HP http://www.jmiu-ibm.org/		
注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
弁護士 水口 洋介		03-3355-0611(代)	
http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/			
東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F			
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。(お手数ですが電話により予約をお願いします)			

東京法律事務所